



令和5年12月1日

労災事故が起こったときの注意点

もしも業務中や通勤中に事故が起こったとき、慌てずに以下のポイントを押さえて対応すれば労災保険給付の請求がスムーズです。まずは、事故をしたときの状況把握をしましょう。

- 業務中、通勤中、休憩中のいつの事故なのかを確認しましょう。
 ⇒業務中と通勤中であれば労災事故です。
 会社以外での休憩中の事故であれば労災事故ではない可能性があります。
- 建設業の場合は元請か下請、どちらの仕事での事故かを確認しましょう。
 ⇒下請の仕事の場合は元請が労災を請求しますので、事故状況を元請先へ連絡してください。
- 労災指定病院にかかりましょう。
 ⇒指定病院は厚生労働省労災保険指定医療機関検索 (<https://rousai-kensaku.mhlw.go.jp>) で探せます。
- 労災事故は**健康保険ではかかれません!**
 ⇒労災は国に治療費（療養の給付）を請求します。
 健康保険証で治療費を支払った場合は返金していただく必要があります。薬局の支払いも同様です。
- 休業が必要であれば、いつまでの見込みになりそうか確認しましょう。
 ⇒休業が4日以上にわたる場合は、休業補償給付を請求します。業務中の災害であれば、会社が最初の3日間の待期期間は休業補償として平均賃金の6割以上を支払います（本人の申し出があれば有給休暇でも可）。ただし、通勤中の労災事故は待期期間の休業補償は必要ありません。
- 被災した社員が複数箇所で働いているかを確認しましょう。
 ⇒複数の会社で勤務している「複数事業労働者」への給付は全ての会社の賃金を基礎に支払われます。
 なお、複数事業の業務を要因とする傷病等（負傷、疾病、障害 又は死亡）も、労災保険給付の対象です。
- はじめにかかった病院から別の病院に変更した場合は、転院した病院に指定病院変更届を提出します。



雇用保険の給付のこと少しく。

静岡県労働保険課では、県内の労働保険適用事業者数について労災保険は 87,000 事業場、雇用保険は 67,300 事業場と言われていますがまだまだ未加入の事業場が残されているものとして労働者の福祉の向上のため加入への取り組みのため適用促進に力を注いで行くものと思われます。

そんな折、今回は雇用保険について少しくふれてみたいと思います。

- ① まず失業給付です。労働者が失業し、生活の安定を失ったとき、生活の安定のため「求職者給付」です。
- ② 失業者の再就職促進のため「就業促進給付」です。
- ③ また、雇用の継続を図るため「雇用継続給付」があります。
- ④ 労働者の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため「教育訓練給付」を行う。
- ⑤ 労働者の福祉の向上、能力の開発等を図るため「雇用保険二事業」を行う。

ちなみに保険料額はいくら？（賃金に対して）

	全体	会社	被保険者	雇用二事業	
一般	15.5/1000	= 6/1000	+ 6/1000	+ 3.5/1000	
建設業など	17.5/1000	= 7/1000	+ 7/1000	+ 3.5/1000	等々です。

年収の壁とは？



9月27日に政府が人手不足の解消『年収の壁・支援強化パッケージ』を発表し、扶養の要件について関心が高まっています。年収の壁には、103万円・106万円・130万円がありますが、社会保険の扶養要件である**130万円の壁**についてご説明します。

- ① 勤務先での所定労働時間が常用労働者（正社員）の4分の3以上（週30時間）働いている場合は、収入の額に関わらず勤務先で社会保険に加入します。
- ② 勤務先での所定労働時間が30時間未満かつ収入が130万円未満であれば扶養の要件を満たします。
- ③ 勤務先での所定労働時間が30時間未満でも収入が130万円を超えると扶養の要件から外れ、本人が国民健康保険・国民年金に加入します。

週所定労働時間



意欲のある従業員により長く働いてもらうことは、大きなメリットです。年収の壁にとらわれすぎない働き方を検討してみましょう。

マイナンバーカードの健康保険証利用

マイナンバーカードを健康保険証として登録することで、医療機関を受診できます。健康保険証は令和6年秋に廃止が予定されており、それ以降新規に保険証は発行しないこととなっています。発行済みの保険証は、廃止後最大1年間、従来通り使用できるよう経過措置が設けられる予定です。

☆マイナンバーカードで受診するメリット☆

①正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられる

本人の同意を得たうえで、特定健診情報や薬剤情報を医師や薬局と共有できます。それにより、重複検査や重複投薬、禁忌薬剤投与のリスクが少なくなります。

②各種手続きが便利・簡単になる

マイナポータルから医療通知情報が管理できます。また、e-Taxに情報連携できるため、医療費控除の確定申告がオンラインで完結できます。

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。就職や転職後の保険証の切り替え、更新が不要です。



お知らせ

令和5年10月1日から静岡県 lowest賃金は、時間額 944 円から **984 円** となりました。今回の改定で全国の加重平均額は 1,004 円となりましたが、岸田首相は 2030 年代半ばまでに 1,500 円まで引き上げると表明しており、今後も賃上げ要求の流れは続く予想されます。

